



発行 新潟県
第 93 号
 平成28年11月29日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1220 新潟県議会12月定例会の招集（政策課）
- 1221 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1222 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 1223 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1224 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

病院局管理規程

- 13 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

人事委員会規則

- 6-1787 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

監査委員公表

- 監査結果公表（監査委員事務局）

正 誤

- 平成28年11月15日付け県報第89号告示第1175号中（砂防課）

告 示

◎新潟県告示第1220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会12月定例会を平成28年12月6日午後1時新潟県議会議場に招集する。

平成28年11月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

◎新潟県告示第1221号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年11月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	32者	則清新田北谷内805番ほか406筆 40.4ha
新潟市	10者	江南区横越上郷1860番ほか82筆 8.8ha
五泉市	3者	赤羽天正1012番4ほか36筆 3.1ha
三条市	5者	大宮新田八反田479番ほか30筆 3.6ha
田上町	1者	横場新田輪ノ内73番ほか29筆 2.2ha
弥彦村	1者	井田竹花4014番2ほか16筆 1.2ha

魚沼市	22者	根小屋万子田824番1ほか221筆 15.3ha
十日町市	15者	上野甲974番ほか123筆 14.2ha
津南町	1者	上郷宮野原1255番ほか8筆 1.2ha
妙高市	1者	宮内上地作り28番1ほか3筆 0.7ha
糸魚川市	5者	下出小平1313番ほか53筆 3.5ha
佐渡市	2者	中興東小路乙1516番ほか2筆 0.3ha
合計	98者	1,021筆 94.6ha

2 認可年月日

平成28年11月28日

◎新潟県告示第1222号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年11月29日

新潟県知事 米山 隆一

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿 稲荷町三丁目北、本町六の一丁目、本町六の二丁目、本町六の三丁目、西本町二丁目、八幡田町、下川原町の全部、稲荷町三丁目本通りの一部
十日町市	十日町市の地籍図及び地籍簿 稲荷町四丁目、稲荷町西、西本町一丁目の全部、稲荷町三丁目本通りの一部

2 認証年月日

平成28年11月21日

◎新潟県告示第1223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年11月29日

新潟県知事 米山 隆一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北野地区	長岡市和島北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野(3)地区	長岡市和島北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野(4)地区	長岡市和島北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野(1)地区	長岡市和島北野	次の図のとおり	土石流
神明地区	長岡市根小屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根小屋(1)地区	長岡市根小屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根小屋(2)地区	長岡市根小屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

根小屋(3)地区	長岡市根小屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根小屋地区	長岡市根小屋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松葉沢(1)地区	十日町市坪山、霜条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(2)地区	十日町市坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(1)地区	十日町市坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
霜条地区	十日町市坪山	次の図のとおり	土石流
坪山地区	十日町市坪山	次の図のとおり	地すべり
平見地区	十日町市坪山	次の図のとおり	地すべり
松葉沢(2)地区	十日町市鶴吉、霜条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下平新田(1)地区	十日町市下平新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南沢地区	十日町市下平新田	次の図のとおり	地すべり
寺ヶ崎地区	十日町市寺ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仁田(3)地区	十日町市寺ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩辛(2)地区	十日町市寺ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺ヶ崎(3)地区	十日町市寺ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仁田地区	十日町市寺ヶ崎	次の図のとおり	土石流
塩辛(3)地区	十日町市新町新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩辛(4)地区	十日町市新町新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町新田(1)地区	十日町市新町新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町新田(2)地区	十日町市新町新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町新田(3)地区	十日町市新町新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町新田(4)地区	十日町市新町新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小白倉(2)地区	十日町市小白倉卯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小白倉(1)地区	十日町市小白倉卯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉寅(5)地区	十日町市小白倉卯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坊主田地区	十日町市小白倉卯	次の図のとおり	地すべり
大白倉寅(1)地区	十日町市大白倉寅	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉寅(2)地区	十日町市大白倉寅	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉寅(3)地区	十日町市大白倉寅	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉寅(6)地区	十日町市大白倉寅	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉寅(4)地区	十日町市大白倉寅	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉地区	十日町市大白倉寅、小白倉卯	次の図のとおり	地すべり
岩瀬地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越ヶ沢(1)地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越ヶ沢(2)地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩瀬子(1)地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩瀬子(2)地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩瀬橋地区	十日町市岩瀬子、赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越ヶ沢(2)地区	十日町市岩瀬子、田戸辛	次の図のとおり	土石流
越ヶ沢(3)地区	十日町市岩瀬子、田戸辛、越ヶ沢壬	次の図のとおり	土石流
岩瀬(追加)地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	地すべり
赤谷癸(1)地区	十日町市赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷癸(4)地区	十日町市赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷癸(2)地区	十日町市赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷癸(3)地区	十日町市赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷癸(5)地区	十日町市赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中仙田甲(4)地区	十日町市中仙田甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(1)地区	十日町市中仙田甲、岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(2)地区	十日町市中仙田甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(5)地区	十日町市中仙田甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(3)地区	十日町市中仙田甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(6)地区	十日町市中仙田甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
渋海川左支川1地区	十日町市赤谷癸、中仙田甲	次の図のとおり	土石流
田戸辛(5)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸辛(1)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸辛(2)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸辛(3)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸辛(6)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸辛(4)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	地すべり
田戸(追加)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	地すべり
室島乙(2)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(5)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(1)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(6)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(4)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(3)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(7)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	地すべり
葎沢・小出地区	十日町市葎沢・小出	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覧に供する。)

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二本木(1)地区	上越市中郷区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(2)地区	上越市中郷区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(3)地区	上越市中郷区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(4)地区	上越市中郷区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(5)地区	上越市中郷区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五反田地区	上越市中郷区片貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
片貝地区	上越市中郷区片貝	次の図のとおり	土石流
江端地区	上越市中郷区藤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坊ヶ浦(1)地区	佐渡市坊ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坊ヶ浦(2)地区	佐渡市坊ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坊ヶ浦沢地区	佐渡市坊ヶ浦	次の図のとおり	土石流
瀧の沢地区	佐渡市坊ヶ浦	次の図のとおり	土石流
本宮沢地区	佐渡市坊ヶ浦	次の図のとおり	土石流
坊ヶ浦川(1)地区	佐渡市坊ヶ浦	次の図のとおり	土石流
坊ヶ浦川(2)地区	佐渡市坊ヶ浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年11月29日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北野地区	長岡市和島北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野(3)地区	長岡市和島北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北野(4)地区	長岡市和島北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神明地区	長岡市根小屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根小屋(1)地区	長岡市根小屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根小屋(2)地区	長岡市根小屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根小屋(3)地区	長岡市根小屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坪山(2)地区	十日町市坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪山(1)地区	十日町市坪山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松葉沢(2)地区	十日町市鶴吉、霜条	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺ヶ崎地区	十日町市寺ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩辛(2)地区	十日町市寺ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺ヶ崎(3)地区	十日町市寺ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仁田地区	十日町市寺ヶ崎	次の図のとおり	土石流
塩辛(3)地区	十日町市新町新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新町新田(3)地区	十日町市新町新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小白倉(2)地区	十日町市小白倉卯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉寅(5)地区	十日町市小白倉卯	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉寅(2)地区	十日町市大白倉寅	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大白倉寅(3)地区	十日町市大白倉寅	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉寅(6)地区	十日町市大白倉寅	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大白倉寅(4)地区	十日町市大白倉寅	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩瀬地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越ヶ沢(1)地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
越ヶ沢(2)地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩瀬子(1)地区	十日町市岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩瀬橋地区	十日町市岩瀬子、赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷癸(1)地区	十日町市赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷癸(2)地区	十日町市赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤谷癸(5)地区	十日町市赤谷癸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(4)地区	十日町市中仙田甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(1)地区	十日町市中仙田甲、岩瀬子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(2)地区	十日町市中仙田甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(5)地区	十日町市中仙田甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中仙田甲(3)地区	十日町市中仙田甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸辛(1)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸辛(2)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸辛(3)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田戸辛(6)地区	十日町市田戸辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(2)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(5)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(1)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(6)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

室島乙(3)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室島乙(7)地区	十日町市室島乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
籠町地区	妙高市大字籠町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本木(3)地区	上越市中郷区二本木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五反田地区	上越市中郷区片貝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
江端地区	上越市中郷区藤沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて縦覧に供する。)

4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
坊ヶ浦(1)地区	佐渡市坊ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坊ヶ浦(2)地区	佐渡市坊ヶ浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月29日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程
新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 1～37（略） 38 先進医療及び患者申出療養に係る診療料 病院長が病院局長の承認を得て算定した額 39～45（略） 備考（略）	別表（第2条関係） 1～37（略） 38 先進医療に係る診療料 病院長が病院局長の承認を得て算定した額 39～45（略） 備考（略）

附則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、Cアーム型X線透視撮影装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達にはWTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成28年11月29日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
Cアーム型X線透視撮影装置 1式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成29年3月31日（金）
- (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年12月27日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年1月10日(火)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

C arm type radiology imager [1]set

(2) Deadline for bid submission

10:00A.M. January 10, 2017

(3) For more information, contact:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1787号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下移動項という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。</u>）並びに第2条第9号、第11号及び第12号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>(6) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（<u>当該育児短時間勤務の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。</u>）又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（<u>当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。</u>）</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員並びに第2条第9号、第11号及び第12号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>(6) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間</p>

<p>として在職した期間 (3)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(3)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>当分の間、第6条第2項第3号の規定の適用については、同号中「育児休業をしている職員」とあるのは、「育児休業をしている職員（ただし、在職期間における育児休業の期間が2箇月以内の者を除く。）」とする。</u></p> <p><u>4</u> <u>当分の間、第6条第2項第6号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員」とあるのは、「育児短時間勤務職員（ただし、在職期間における育児短時間勤務の期間が2箇月以内の者を除く。）」とし、「短時間勤務をしている職員」とあるのは、「短時間勤務をしている職員（ただし、在職期間における短時間勤務の期間が2箇月以内の者を除く。）」とする。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。
(平成28年12月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 2 平成28年12月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第6条第2項第3号の規定の適用については、同号中「育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）」とあるのは、「育児休業をしている職員（ただし、在職期間における育児休業の期間が2箇月以内の者を除く。）」とする。
- 3 平成28年12月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第6条第2項第6号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員（当該育児短時間勤務の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）」とあるのは「育児短時間勤務職員（ただし、在職期間における育児短時間勤務の期間が2箇月以内の者を除く。）」と、「短時間勤務をしている職員」とあるのは「短時間勤務をしている職員（ただし、在職期間における短時間勤務の期間が2箇月以内の者を除く。）」とする。

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年11月29日

新潟県監査委員 野 上 信 子
 新潟県監査委員 富 樫 一 成
 新潟県監査委員 上 杉 知 之
 新潟県監査委員 高 橋 猛

普通会計
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
政策課	平成28年8月1日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。
秘書課	平成28年10月20日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同 上
広報広聴課	平成28年7月20日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同 上
国際課	平成28年9月23日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(指摘事項) 市のパスポートセンターへ送るべき申請書の写しを誤って別の個人宅にファクシミリで送付したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
人事課	平成28年8月3日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
法務文書課	平成28年11月10日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
大学・私学振興課	平成28年8月10日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。
市町村課	平成28年9月28日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同 上
地域政策課	平成28年9月28日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同 上
統計課	平成28年9月30日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同 上
税務課	平成28年9月28日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同 上
総務事務センター	平成28年11月10日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同 上

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県民生活課	平成28年9月27日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(指摘事項) 給与所得の源泉徴収票について、誤送付したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 物品の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
新潟暮らし推進課	平成28年10月11日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

消費者行政課	平成28年9月29日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
文化振興課	平成28年11月10日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。
県民スポーツ課	平成28年10月26日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(指摘事項) 外部団体あての一斉メールについて、誤って他者のメールアドレスが表示されたまま送信したものと及び委託事業の審査結果を市町村等にメール送信したものがあった。 個人情報等の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
男女平等社会推進課	平成28年11月10日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。
震災復興支援課	平成28年10月6日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同上
環境企画課	平成28年10月11日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
環境対策課	平成28年9月30日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項
廃棄物対策課	平成28年10月24日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
防災企画課	平成28年8月1日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
消防課	平成28年10月6日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(指摘事項) 高圧ガス製造保安責任者免状について、写真を誤って交付したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
福祉保健課	平成28年9月27日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(指摘事項) 住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分422件17,528,111円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
国保・福祉指導課	平成28年10月6日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。
基幹病院整備室	平成28年10月26日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
医務薬事課	平成28年8月31日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項

医師・看護職員確保対策課	平成28年8月31日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
高齢福祉保健課	平成28年9月29日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
健康対策課	平成28年9月27日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
生活衛生課	平成28年9月29日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(指摘事項) 生活衛生関係営業対策事業費補助金について、補助金交付要綱が作成されていなかった。 昭和54年4月2日付け財内第24号の総務部長通知に基づき、補助金交付要綱を作成されたい。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項
障害福祉課	平成28年9月27日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
児童家庭課	平成28年8月8日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(指摘事項) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分20,718件107,099,257円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 2 児童扶養手当返納金収入について、決算日現在、過年度調定分336件5,095,310円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
産業政策課	平成28年9月27日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(指摘事項) 1 設備合理化資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分39件16,022,148円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 中小企業支援資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分100件820,048,593円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
産業振興課	平成28年9月27日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
商業・地場産業振興課	平成28年9月27日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
産業立地課	平成28年10月4日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
労政雇用課	平成28年8月1日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項

職業能力開発課	平成28年10月4日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 収入事務手続に関する事項
観光局観光振興課	平成28年8月8日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
経営普及課	平成28年9月30日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(指摘事項) 林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分39件55,954,042円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項
畜産課	平成28年10月24日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。
水産課	平成28年9月30日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
漁港課	平成28年10月24日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
林政課	平成28年9月30日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。
治山課	平成28年10月26日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項

(農地部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農地管理課	平成28年10月11日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。
農地計画課	平成28年9月28日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同 上
農地整備課	平成28年8月31日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	同 上

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
監理課	平成28年9月28日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
技術管理課	平成28年10月28日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
用地・土地利用課	平成28年9月30日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
道路管理課	平成28年9月29日	平成27年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	適正と認めた。

道路建設課	平成28年10月28日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
河川管理課	平成28年9月23日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
河川整備課	平成28年10月11日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
都市局都市政策課	平成28年11月14日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	同 上
都市局都市整備課	平成28年9月30日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	同 上
都市局建築住宅課	平成28年10月4日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
都市局下水道課	平成28年10月26日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の自家用車による交通事故で相手方に761,577円(県費負担なし)の損害賠償をしたものがあった。 安全運転の徹底に努められたい。
都市局営繕課	平成28年10月28日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
流域下水道事務所	平成28年10月26日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
交通政策課	平成28年8月3日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
港湾振興課	平成28年8月10日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 文書管理に関する事項
港湾整備課	平成28年7月29日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
空港課	平成28年8月9日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約・支出情報の公表に関する事項

(出納局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
管理課	平成28年7月21日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
会計検査課	平成28年7月21日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	同 上

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成28年8月31日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成28年10月4日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
農村整備部	平成28年10月4日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項 契約・支出情報の公表に関する事項
地域整備部	平成28年8月4日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(指摘事項) 県が管理する道路において、橋梁上部から落下した雪塊により車両が損傷するなどの事故が9件発生し、相手方に合計1,103,138円の損害賠償をしたものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。 (注意事項) 交通事故に関する事項 帳簿の記載に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新津農業振興部	平成28年7月28日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新津地域整備部	平成28年10月7日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項
津川地区振興事務所	平成28年10月7日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 屋外広告物許可手続に関する事項
新潟港湾事務所	平成28年7月25日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	平成28年9月15日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
農林振興部	平成28年9月16日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部 与板維持管理事務所	平成28年11月14日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項
地域整備部 小千谷維持管理事務所	平成28年10月26日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	平成28年10月18日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(指摘事項) 県が管理する道路において、橋梁から雪塊が落下して走行中の車両が損傷するなどの事故が3件発生し、相手方に合計3,535,138円の損害賠償をしたものがあった。 施設の管理に万全を期されたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成28年9月16日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部	平成28年8月31日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	平成28年10月7日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林振興部	平成28年10月19日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項

(議会事務局・各種委員会)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
議会事務局	平成28年10月26日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
人事委員会事務局	平成28年10月14日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	同 上
監査委員事務局	平成28年10月11日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	同 上

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
総務課	平成28年8月10日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
財務課	平成28年8月31日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
福利課	平成28年9月30日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
高等学校教育課	平成28年8月10日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(指摘事項) 新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分2,117件98,161,394円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているの、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期回収に努められたい。 (注意事項) 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
生涯学習推進課	平成28年11月9日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	適正と認めた。
文化行政課	平成28年9月23日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	同 上
保健体育課	平成28年9月23日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	同 上

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
警察本部	平成28年8月5日	平成27年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故が18件あり、相手方に1,694,571円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として1,199,856円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項 物品の管理に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

正 誤

平成28年11月15日付け新潟県告示第1175号（土砂災害警戒区域の指定）7ページ8行目を削除する。